地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途

消費税率の改定に伴う地方消費税交付金の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する 「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。

令和6年度の「南大隅町一般会計決算」における社会保障施策経費への充当状況について は、以下のとおりです。

(歳入)

·地方消費税交付金(社会保障財源化分)

91,199 千円

(歳出)

・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられている施策に要する経費 603,477 千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	地方消費税交付金(社会保障 財源交付金)	その他
社会福祉	重度心身障害者医 療費助成事業	20,849	10,424	0	67	10,000	358
	自立支援給付事業	312,637	230,893	0	0	60,000	21,744
	保育所措置事業	269,991	192,045	12,400	0	21,199	44,347
合計		603,477	433,362	12,400	67	91,199	66,449